

1. 件名 J-KAREN-P レーザー装置の運転・保守業務に係る労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）  
関西光量子科学研究所の J-KAREN-P レーザー装置の運転・保守等の業務を行う労働者  
の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本派遣契約は、以下の装置及び作業エリア（放射線管理区域を含む）にて実施されるものである。

（1）J-KAREN-P レーザー装置（実験棟 C103）

（2）その他

- ・プラットフォームレーザー装置（実験棟 C104）
- ・レーザー駆動イオン加速器（実験棟 C104）
- ・マイクロトロン（実験棟 C101）
- ・関連作業エリア（実験棟 C102, C105, C119, C120, C122, C123, C130 等）

具体的な内容については、以下の通り

① J-KAREN-P レーザー装置に関する光軸調整業務

- ・制御機器動作確認
- ・精密光軸アライメント
- ・低出力運転による光学システムの最適化

② レーザービーム照射業務

- ・運転期間中、モニターでのビーム品質監視業務
- ・運転データの記録及び電子化作業

③ 定期保守

- ・保守計画に従った、交換部品の交換作業
- ・クリーンルーム維持作業

④ レーザー装置の高度化支援業務

- ・試験装置の導入時の運転業務
- ・試験装置組み立て支援

⑤ 対象装置類に不具合が発生した際の復旧作業

⑥ 上記に関連する業務で必要となる外注用仕様書作成支援

#### その他付随的業務

上記に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

#### 4. 必要な要件

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

- ・高強度レーザー装置に関わる業務に従事し、レーザー光軸調整や出力調整、レーザー光学機器の交換作業等に関する知見、技術力を有すること。
- ・放射線業務従事者であり、放射線管理区域内作業を行える知見を有すること。
- ・業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト（MS-Word、MS-Excel 等）を用いて文章を作成することが可能なこと。
- ・業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと（日本語を母国語とするか、日本語能力検定 N2 に合格していること）。

#### 5. 派遣労働者が従事する業務に行う責任の程度

役職なし

#### 6. 就業場所

##### （１）QST 関西光量子科学研究所

実験棟（C101, 102, 103, 104, 105, 119, 120, 122, 123, 130 等）

研究棟（B104, 105 等）

住所：〒619-0215 京都府木津川市梅美台八丁目 1 番地 7

（組織の長：装置・運転管理室長）

##### （２）派遣労働者の自宅等（ただし、QST が在宅勤務を指示した場合に限る。また、在宅勤務の指示については、前日までに行うものとする。）

#### 7. 組織単位

関西光量子科学研究所 光量子ビーム科学研究部

装置・運転管理室

#### 8. 指揮命令者

関西光量子科学研究所 光量子ビーム科学研究部

装置・運転管理室長

#### 9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払うものとする。

11. 就業時間及び休憩時間

（1）就業時間 9:00～17:30（休憩時間60分を含む）

（2）休憩時間 11:30～13:30のうち連続した60分

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

QST 関西光量子科学研究所

管理部 庶務課長

13. 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は60歳以上の者に限定するか否かの別  
派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。」

15. 服务等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QSTが負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

（提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出）

（1）仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始までに）

- (2) 労働者派遣事業の許可証（写）（契約後）
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）  
※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報情報は黒塗りとする。
- (7) 在宅勤務日報（必要に応じて）  
派遣労働者が在宅勤務にて業務を実施する場合は、実施した日についての在宅勤務日報を提出する。
- (8) その他契約上必要となる書類  
※上記（5）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

#### 17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

#### 18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し、安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。

- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QSTの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

#### 19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上